

○用語集 (本文中の「※」印が付された用語についての解説です)

No.	名 称	意 味	頁
1	はればれ運転	「危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ること」をいいます。 ※はればれ運転は、千葉県独自の名称となります。警察庁では、「補償運転」として推進しています。	12 52
2	ちばサイクルール	内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に自転車条例の内容を盛り込んだ本県独自の自転車安全利用ルールです。 【自転車に乗る前のルール】 ①自転車保険に入ろう ②点検整備をしよう ③反射器材をつけよう ④ヘルメットをかぶろう ⑤飲酒運転はやめよう 【自転車に乗る時のルール】 ①車道の左側を走ろう ②歩いている人を優先しよう ③ながら運転はやめよう ④交差点では安全確認しよう ⑤夕方からライトをつけよう	13 20 37 41 43
3	ゼブラ・ストップ活動	運転者に対して横断歩道等における歩行者等の優先義務を周知徹底させることにより、横断歩道上における歩行者等の保護を強化することを目的としており、横断歩道の和製英語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて下記の項目をドライバーに意識させるものです。 ①ゼ「前方」: 前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がないか十分に注意する ②ブ「ブレーキ」: 横断歩道の手前では、「ブレーキ」操作で安全確認し、渡ろうとする歩行者等がいるかもしれない場合は横断歩道の手前で停まれる速度で進む ③ラ「ライト」: 3(サン)ライト運動で道路横断中の交通事故防止 ④ストップ: 横断する歩行者等がいたら、必ず一時停止(ストップ)で交通事故をストップ	19 35
4	ハンプ・交差点ハンプ	通過する自動車のスピードを抑えるために、道路の車道部分を盛り上げて舗装した部分のことです。「hump」は「こぶ、起伏、土地の隆起」の意味であり、路上の横断方向に幅3～5m、高さ10～15cm程度の出っ張りを付けることで、運転者にスピードの低下を促します。 交差点全体の路面を盛り上げて、進入を抑制し、また走行速度を低減させる施設を「交差点ハンプ」といい、また、路面に物理的な凹凸をつけず、舗装の色や素材を変えて、運転者の注意を引いて心理的な効果を狙う施設を「イメージハンプ」といいます。	23 58 62
5	スムーズ横断歩道	車両の運転者に減速と横断歩行者優先の遵守を促す、ハンプと横断歩道を組み合わせた構造物です。	23
6	衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	AEBS(Advanced Emergency Braking System 衝突被害軽減ブレーキ)とは、国土交通省によって定められた一定の性能規格をもつ自動ブレーキであり、歩行者の飛び出しなどでドライバーがブレーキが遅れた場合でも、衝突を察知し車が自動的にブレーキを操作し、衝突前に停止、あるいは減速させる先進的なブレーキ装置です。	27 52 69 71
7	サポカー・サポカーS	政府が、交通事故防止対策の一環として普及啓発に取り組んでいる「安全運転サポート車」の愛称です。 「セーフティ・サポートカー(略称サポカー)」は、衝突被害軽減ブレーキが搭載された車で、全ての運転者を対象としています。 「セーフティ・サポートカーS(略称サポカーS)」は、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した車のことで、特に高齢運転者に推奨しています。	27

No.	名 称	意 味	頁
8	自動運転・自動運転車	<p>自動運転とは、運転者ではなくシステムが運転操作に関わる認知、予測、判断、操作の全てを代替して行い、車両を自動で走らせることを言い、自動運転システムを搭載して自動運転が可能な車両のことを自動運転車と言います。</p> <p>自動運転については、国際的に利用される指標により、レベル0(運転自動化なし)～レベル5までの6段階に分類されていますが、レベル3以上の車両が「自動運転車」に当たります。</p> <p>本文中の「レベル3」は、特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、システムが運転操作の全てを代替する状態を指します。(ただし、当該条件を外れる等、作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に対して運転者が適切に対応することが必要)</p> <p>【参考】各レベルに対応する車両の名称 レベル1・2: 運転支援車、レベル3: 条件付自動運転車(限定領域)、レベル4: 自動運転車(限定領域)、レベル5: 完全自動運転車</p>	27 34 53 55 69
9	交通情報管理システム	県内の交通事故情報等を集約し、分析などを行う管理システムです。	30 81
10	シートベルトコンビンサー	シートベルト着用効果を実際に体験してもらうために、時速5キロの速度で衝突したときのショックを体験する装置です。	31
11	DCAS	レベル2運転支援機能に相当する縦方向及び横方向を持続的に制御する機能。 具体的な機能としては、車線維持支援機能、車線変更支援機能、交差点右左折支援機能等に対応しています。	34
12	エコドライブ	「発進時には緩やかにアクセルを踏む」「不要な荷物をおろす」などの誰でも簡単に取り組むことができる、環境に優しく、安全運転にもつながる運転方法です。	35 57
13	キラリアップ☆ちば	<p>反射材でキラリとライトアップすることと、夜空にキラリと光る星のように千葉県の反射材着用率アップをかけて、県民に反射材への関心や親しみを持ってもらうことを目的としたキャッチフレーズです。</p> <p>①キ「危険を回避」: 反射材を着用することで、車両の運転者に早めに自分の存在を知らせて、夕暮れ時や夜間等における交通事故の危険を回避しましょう。</p> <p>②ラ「ライトアップ」: 自身の存在を車両の運転者に伝えるため、反射材を身につけたり明るい服装にするなど、自分自身をライトアップして交通事故を防止しましょう。</p> <p>③リ「リフレクターやLEDライト」: リフレクター(反射材)やLEDライトは、服装、かばん、靴、杖などの運転者から見やすい場所に着用しましょう。</p> <p>④アップ☆ちば: 千葉県全体でキラリと光る星のように反射材の着用率をアップ</p> <p>サブタイトルは「反射材 つけて輝く その笑顔」です。</p>	35 39
14	3(サン)・ライト運動	<p>夕暮れ時から夜間に掛けて多発している歩行者の道路横断中の事故抑止を重点とし、3つのライトを推進し、交通事故を抑止する運動です。</p> <p>①ライト(前照灯): 薄暗くなってきたら早めのライト点灯と、下向き・上向きの小まめな切り替えを心がける</p> <p>②ライト・アップ(目立つ): 歩行者・自転車は、反射材、LEDライト等の活用や明るい色の服装によって自分を目立たせる</p> <p>③ライト(右): 運転者は右からの横断者にも注意</p>	35 39

No.	名 称	意 味	頁
15	ちばSSKプロジェクト	千葉県の高齢者孤立化防止活動のことです。県民一人ひとりが具体的な行動を起こすきっかけづくりとなるよう、県民シンポジウムやDVD制作などの啓発事業、事業者との協定締結などを実施しています。なお、「SSK」は「しない」のS、「させない」のS、「孤立化」のKと、それぞれアルファベットの頭文字を取って記号化したものです。	36
16	シルバーリーダー	高齢者の交通事故防止のために地域において主導的な役割を担う交通安全リーダーのこと。県では、シルバーリーダーに対し研修を行うとともに、交通安全に係る情報を提供しています。	36
17	俊敏性測定装置(クイックアーム)	点灯するランプを両手で押下し、俊敏性を測定するとともに、向上を図る交通安全教育資機材です。	36
18	TSマーク	自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険及び賠償責任保険が付帯されています。 ※TS: Traffic Safety	38
19	ハンドルキーパー運動	飲酒した人にハンドルを握らせないため、自動車で飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。	46
20	先進安全自動車(ASV)	先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。具体的な機能としては、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車間距離制御装置、車線逸脱警報装置等が実用化されています。	55 69
21	貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が認定する事業で、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省から構成された安全性評価委員会で厳しく審査をして「安全性優良事業所」を認定します。認定された事業所のトラックにはGマークを付けています。	55
22	狭さく	自動車の通行部分の幅を狭くすることによって、走行速度を低減するための施設です。	58 62
23	ETC2.0	今までの自動料金支払いの他、多様なサービスを可能とする新しいシステムです。通信スポットと走行車両が、双方向で情報通信を行うことにより、渋滞情報や経路別の料金を踏まえた「最適なルート選択サービス」や安全運転支援などが受けられます。	59 64 67
24	視線誘導標	車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う施設のことで。	59 62
25	二段階横断歩道	道路中央部分に交通島を設け、それを挟むようにして横断歩道を設置するもので、横断者の横断距離を短縮できるほか、横断開始時は主に片方の安全確認で済むなど、特に子どもや高齢者の安全な横断場所として、運転者にとっては、横断待ち歩行者の発見(特に右側からの横断者)が容易になるなど、歩行者・運転者双方にとって安全性の向上が期待できます。	59 61
26	首都圏中央連絡自動車道(圏央道)	都心から半径約 40 キロメートルから 60 キロメートルの地域を連絡する全長約 300 キロメートル、県内区間延長約 95 キロメートルの環状道路のことです。	60 68

No.	名 称	意 味	頁
27	北千葉道路	市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約 43 キロメートルの幹線道路です。	60
28	ラウンドアバウト(環状交差点)	車両の通行部分が環状になっている交差点です。信号機がなく、進入した車は中央に設置された工作物等の周囲を時計回りに徐行運転し、行先の道路で左折して流出する仕組みです。交通量等の制約はありますが、赤信号による待ち時間が無くなることから交通の円滑化やこれに伴う二酸化炭素排出軽減、交差点に進入する車両の速度低下により事故発生時の被害軽減が期待できるほか、災害時においては停電に伴う信号機能麻痺や信号柱倒壊による道路封鎖を防止できる(交通機能確保)などの効果が期待されます。	61 65
29	ドット線	交通の安全と円滑を図るために設置する路面表示のひとつであり、信号機の無い交差点等において、車道外側線等を破線(ドット線)で延長し、交差点の存在や車両の通行部分を明示する路面標示です。なお、交差点の優先関係を示すものではありません。	62
30	高度道路交通システム(ITS)	最先端の情報通信技術や制御の技術などを用いて人と道路と車両とを情報で一体のシステムとしてネットワーク化構築する、つまり「知能化」と「情報化」により、交通事故死亡者の減少・渋滞緩和・高齢社会への対応、環境調和などといった道路交通問題を抜本的に解決することができるかと期待される21世紀型の新しい交通システムです。	62 64 67
31	新交通管理システム(UTMS)	UTMS(Universal Traffic Management System 新交通管理システム)とはITSの交通警察版で、交通信号制御や交通情報提供、交通規制の適切な運用により、安全、円滑にして、人と環境に優しい交通社会の実現に貢献することを目的としています。	62 64
32	道路交通情報通信システム(VICS)	VICSとは、道路の渋滞情報や事故情報など、快適なドライブに欠かせない道路情報を、FM多重放送、電波ビーコン及び光ビーコンを利用し、リアルタイムで発信する情報通信システムです。	64 67
33	千葉県震度情報ネットワークシステム	県内全市町村に設置した震度計から震度情報を即時に収集するもので、地震発生直後における初動体制の確立を目的として整備されたものです。県では、収集した震度情報を気象庁及び消防庁(震度4以上)に配信しており、気象庁では、この情報をもとにテレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、地震速報として公表しています。	66
34	バイスタンダー	ここでは、交通事故の当事者や事故現場に居合わせた人等を指し、負傷者の出血に対する圧迫止血、呼吸状態の悪い負傷者への気道の確保等の応急手当をすることを想定します。	75
35	プレホスピタルケア	急病人などを病院に運び込む前に行う応急手当でのことで、主として、救急車内で行うものをいいます。(病院前救護)	75
36	高規格救急自動車	救急救命士が搭乗し、特定行為などを行うための資機材の積載及び活動スペースを確保するため、標準型救急車に比べ、室内も広がっています。	75
37	ドクターヘリ	医療機器を装備したヘリコプターを病院の救命救急センターに常駐させ消防機関などからの出動要請に応じて、医師と看護師が同乗して現場に急行し患者に対して救命医療を行い、病院へ搬送する事が出来る専門のヘリコプターです。	76 77 91

No.	名 称	意 味	頁
38	緊急自動通報システム(D-Call Net)	エアバッグが展開するような交通事故が発生した際に、車両データが車載器からオペレーションセンターに自動配信され、その情報をもとにドクターヘリやドクターカーを早期に出動させることを可能とすることで、医師による治療開始までの時間を短縮して交通事故での救命率の向上をめざすシステムです。	76 77
39	二次救急医療	入院や手術を必要とする救急患者等に対応する医療のことを指します。各地区において病院等が当番制で夜間・休日に対応する「病院群輪番制」により実施しています。	76
40	三次救急医療	救急車等により直接、又は二次救急医療機関等から転送される頭部損傷等の重篤救急患者等に対する救命医療を行うことを指し、高度な診療機能を持つ「救命救急センター」により実施されています。	76
41	ドクターカー	直接、医師を患者(傷病者)の元へ輸送し、現場で治療を行い病院へ搬送する救急車です。	77 91
42	オーバーハング型警報装置	上方に警報機を取り付けることにより、視認性を良くし、遠くからでも認識できるようにしています。	99